



27 逗 0101 陳情・要望起供第 17 号の 2
2016 年（平成 28 年）4 月 18 日

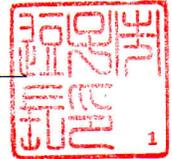
私たちの図書館を考える会・逗子

代表 長谷川 静 様

図書館友の会全国連絡会

代表 福富 洋一郎 様

逗子市長 平 井 竜



逗子市立図書館への指定管理者制度導入再考を求める要望書について（回答）

平成28年2月19日付けの逗子市立図書館の指定管理者制度導入再考を求める要望書について、次のとおり回答いたします。

逗子市立図書館の指定管理者制度導入については、平成 28 年逗子市議会第 1 回定例会に図書館条例の全部改正議案として提案しました。提案に当たっての、本市及び本市教育委員会の考え方は次のとおりです。

1 図書館の市民協働型運営について

公共図書館は地域の知の拠点であり、地域の歴史や伝統文化の価値を十分に理解した者が運営することが望ましいものと考えています。そのため、本市に拠点を置いた事業者が、逗子市民が多数を占める現在勤務する非常勤事務嘱託員を継続雇用することで、市民が中心となった図書館運営ができ、これが市民協働型運営であると考えています。

2 （株）パブリックサービスを指定管理者とする理由

逗子市が 51%の株を所有し、経営にも関与できる（株）パブリックサービスは、新たな事業展開という中で図書館及び市民交流センターの指定管理業務の受託など、公共サービスの担い手としての更なる拡大、発展を目指すという方向性を具体的に示しており、必ずしも民間事業者に委ねるということではなく、市民とともに行政運営を担い、まちづくりを進めていくというコンセプトを併せ持った逗子市独自の指定管

理者として期待しています。

また、指定管理に移行する中で、現在勤務する非常勤事務嘱託員を継続して雇用することを条件にすることにより、図書館としてのサービスの質の担保を図ることができると考えています。

3 (株)パブリックサービスのメリット

(株)パブリックサービスは、地域外の民間事業者を指定する民間参入とは異なり、逗子市に拠点を置く事業者です。市が主たる出資者であることから、市として指導権、発言権を行使して運営をコントロールすることにより、直営に近い体制が作れます。市民交流センターの管理運営についてもこれまで滞りなく行っており、図書館についてもより効率的な運営が可能であると考えます。

4 (株)パブリックサービスが仮に経営破綻した場合について

将来のことは予測が困難ですが、図書館の設置者は逗子市であることから、不測の事態が生じたときは、本市が責任をもって運営をいたします。

5 直営での職員のモチベーションアップについて

図書館に限らず市又は教育委員会に採用された非常勤事務嘱託員は一律の任用条件を定めており、任用期間は1年毎、更新は10年を限度としています。また、1年毎の採用のため、任用年数による報酬額の差はありません。決められた勤務条件の中で図書館サービス向上に向けた努力をしていくことは当然ですが、指定管理者制度の導入により、現状の市の制度では難しい勤務条件の設定を可能にし、更なるモチベーションの向上とサービスの向上を期待しているものです。

6 市民や現場の声を運営に反映するために

教育委員会は、図書館の適正な管理運営の確保及び市民サービスの向上を目的として、指定管理者との定期的な連絡会議を実施する予定です。その中で市民や現場の声を収集し、課題解決に繋げていきます。また、指定管理者制度導入後も、図書館協議会は設置して開催しますので、その場で指定管理者の意見も聴取してまいります。

7 パブリックコメントの実施について

パブリックコメントの実施については、市民参加条例に基づいて必要性の判断をいたします。図書館の指定管理者制度への移行だけでは、文化プラザホール、市民交流センターの例と同様に市民生活に重大な影響を与えるものとは言えません。開館時間など市民の利用条件等を変更する場合は、それらを定めた条例の改正案がパブリックコメントなど市民参加制度の対象となります。

以上の考え方にに基づき平成 28 年逗子市議会第 1 回定例会に提案した図書館条例の全部改正議案は、同定例会において否決されたことから、本市及び本市教育委員会といたしましては、議会での審議内容や市民の皆さまからのご意見を踏まえ、今後の本市市立図書館の運営について改めて検討してまいります。

今後とも、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。